

せいとこころえ 生徒心得

令和8年4月

ほんこう せいかつじりつ しゃかいじりつ しょくぎょうじりつ め ぎ がっこう こころえほんこうせいと
本校は、生活自立・社会自立・職業自立を目指している学校である。この心得は本校生徒としての
あり方を示すものである。以下の心得を理解し、物事の善し悪しを判断して行動すること。

ながれやまこうとうがくえん たいせつ
流山高等学園で大切にしていること

【 流山ポリシー 】

「 笑顔 ・ 挨拶 ・ 身だしなみ 」

◎ 学校生活について

1 通学

- ① 通学時は本校所定の制服を着用する。また、帽子の着用は可とする。
- ② 交通規則を守り、寄り道をせずに決められた通学経路で登下校する。
- ③ マナーを守って公共の交通機関を利用する。
- ④ 自転車を利用して通学する場合は学校所定の届を提出する。

2 学校生活

- ① いかなる場合も、暴力を用いてはならない。
- ② 登下校の時間を守る。
- ③ 登校後は外出してはならない。
- ④ 貴重品は必ず自分のロッカーに入れ、鍵をかけて自己責任で管理する。
校内では、イヤホンやヘッドホンの装着、首掛け、所持はせずにロッカーにしまう。
- ⑤ 携帯電話、スマートフォンを使用する場合は、学校所定の届を提出する。
- ⑥ 生徒同士で金品の貸し借りはしない。
- ⑦ iPad の取り扱いについては、活用のルールに従って使用する。
- ⑧ 学習に関係ない物は持ってこない。

3 出欠席に関する事項

- ① 欠席や遅刻をする場合には、電話か欠席連絡フォームで8:30までに学校に連絡する。
- ② 遅刻した生徒は登校した際に職員室に寄り、登校したことを報告する。
- ③ 早退する場合は、担任または学年主任等に報告し、家庭と連絡がとれたら早退する。
- ④ 授業を休む場合(保健室利用を含む)は授業担当者の許可を得る。

◎校外生活について

- ① 校外にあって、本校の生徒としての自覚を持ち、服装・言動・行動に気をつける。
- ② アルバイトは原則禁止とする。
- ③ 運転免許証取得及び運転は禁止とする。

ただし、就職先が決まり、家庭の判断で教習所の通所を希望する場合は、自動車教習所通所届を提出する。運転免許証の取得及び運転については卒業式後とする。

- ④ 法律・条例で禁じられている行為はしない。
※飲酒、喫煙(電子タバコ等)、不健全な場所への立ち入り、裸の写真の要求等

◎服装に関する規定について

1 制服

- ① 学校指定の制服を着用する。
- ② 衣服の軽装化期間はネクタイ、リボンを着用しなくてもよい。
- ③ 午後の授業は制服で受ける。ジャージを使用する授業がある場合には、午後ジャージ可とする。
- ④ キーチェーンやカラビナを使用する場合は、ロッカーキーのみとする。

2 防寒着

- ① 防寒対策として着用するものは華美でないものとする。
- ② 専門教科や教科等で指示があった場合には、その指示に従う。
- ③ セーター等は、ネクタイ・リボンが見えるVネックのものを着用する。
- ④ フード付きの服をブレザーの内側に着用することは認めない。

3 靴・靴下

- ① 革靴または運動靴とする。
- ② タイツ・ストッキングは無地で華美でないものを着用してもよい。
- ③ 儀式の時の靴下は、黒または紺で、丈の長さはくるぶしが隠れる程度のものを着用する。

4 頭髪

- ① 自然なままの髪の色であること。染髪、脱色は禁止。
- ② ヘアピンやシュシュ等の使用は認めるが、華美でなく、飾りが無いものとする。

5 装飾品

ピアス、イヤリング、ネックレス、ブレスレット、指輪等の装飾品は禁止とする。

6 その他

化粧は原則禁止、入れ墨、タトゥーは禁止とする。

◎その他

- ・生徒心得や法律・条例に違反した場合、特別な指導の対象になる。
- ・特別な指導期間は、個別の指導を受ける。
- ・その他、不安なことは担任や生徒指導に相談すること。